

ポータル

刑法に「障害者を標的の性犯罪」を

性暴力被害者の支援などを行うNPO法人が、被害者に障害があることにつけこんだ性犯罪の概念を刑法に盛り込むよう、山下貴司法相に求める電子署名を展開している。法人理事長の中野宏美さん(四一)は「同じ社会を共に生きる仲間が、性犯罪裁判を起すすという、当たり前のことができるようにしたい」と話す。

中野さんは二〇〇九年に「しあわせなみだ」を設立、一年に法人化した。婦人保護施設などのメイクや護身術の講座、DV被害者が緊急避難できるシェルターでのボランティア活動などを通じ、性暴力を受けた人に知的・発達障害者が多いことに気付いた。



「障害者の性がないがしろにされている現状を変えたい」と話す中野宏美さん(都内で)

NPOが電子署名を展開

不審を察知するのが難しいためにだまされて風俗店で働かされたり、支援が必要であることにつけこまれて信じていた相手にしつこられた、といった事例に数多く接してきたという。

発達障害者が集うカフェ「Neco」(東京都新宿区)を運営する一般社団法人理事長の金子慶介さん(五五)は、当事者として中野さんらと共に法整備を求める。「自己肯定感が低く、自分より相手が正しいと思ひ込んだり、友達が少なく誘われると喜んでついて行ってしまおう」と発達障害の特性を説明する。

内閣府が二十歳未満の若年層の性暴力に関する相談・支援を行う団体に行った二〇一七年度のアンケートでは、性被害の報告事例二百六十八件のうち、障害の有無について回答のあった百二十七件中、55%にあたる七十件で被害者に障害が見受けられた。

一昨年改正された刑法では、性犯罪が厳罰化され、付則に三年後の見直し規定が盛り込まれた。署名はこの見直しに向け、昨年十二月半ばに署名サイト「Change.org(チェンジ・オルグ)」でスタート。十一日現在、一万筆を超えて継続中で、提出時期を検討している。検索サイトで「なぜ障がい者が性暴力を経験しているの」で検索。

(小形佳奈)